

松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

松山市要綱第48号

平成16年5月27日

(趣旨)

第1条 市は、体外受精及び顕微授精による不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）による経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた者に対し、その費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成するものとし、その助成に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦
- (2) 特定不妊治療の開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に判断され、次条に規定する医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦
- (4) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの間の申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である夫婦
- (5) 夫婦の一方又は双方が本市の区域内に住所を有している夫婦

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの治療法による特定不妊治療を行う者は、対象者としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）
- (3) 借り腹（夫婦の精子及び卵子は使用できるが妻が妊娠できない場合において、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）

3 第1項第4号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

（対象となる特定不妊治療）

第3条 助成の対象となる特定不妊治療は、本市若しくは他の中核市、都道府県又は指定都市が指定する医療機関において行われた保険外診療である特定不妊治療（卵子採取以前に中止したものを除く。）であって、都道府県、指定都市又は本市以外の中核市が実施する特定不妊治療に係る助成を受けていないものとする。

（医療機関の指定等）

第4条 市長は、特定不妊治療を実施する医療機関であって、別表に掲げる基準に該当すると認めるものを指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による医療機関の指定に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。

(2) 次に掲げる公益社団法人日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たしている医療機関であること。

ア 体外受精・胚移植に関する見解

イ 顕微授精に関する見解

ウ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解

エ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解

オ 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解

カ 出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解

3 市長は、指定を行った医療機関について、3年度ごとに再審査を行うものとする。

ただし、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況がある場合は、速やかに調査を行うものとする。

（関係機関との連絡協議）

第5条 市長は、この事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と連絡協議の上行うものとする。

（助成の額及び回数等）

第6条 助成の額は、対象者が特定不妊治療のために要した費用の額とし、その1回の

治療当たりの限度額は、次の表のとおりとする。

治療内容	限度額
1 新鮮胚移植	15万円
2 凍結胚移植（採卵及び受精後、母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく場合に限る。）	20万円
3 以前に凍結した胚を解凍して実施する胚移植	7万5千円
4 体調不良等により移植の目途が立たないことによる治療終了	15万円
5 受精不可又は異常受精等による治療中止	15万円
6 卵が得られない又は状態の良い卵が得られないことによる治療中止	7万5千円
備考	
1 初回の治療に限り、この表の1の項、4の項及び5の項の治療に係る限度額は30万円とし、この表の2の項の治療に係る限度額は35万円とする。	
2 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、この表に定める限度額は、男性不妊治療以外の特定不妊治療に係る限度額とし、男性不妊治療に係る限度額は、1回の治療につき15万円（初回の治療に限り、30万円）とする。ただし、この表の3の項の治療を除く。	

2 助成の回数は、初めて助成を受けた特定不妊治療の開始時の妻の年齢が40歳未満であるときは6回まで、40歳以上43歳未満であるときは3回までとする。

ただし、平成23年度以前から特定不妊治療に係る助成を受け、かつ、平成27年度までに通算して5年度間助成を受けた対象者に対しては、当該回数6回に達しないときであっても、助成しない。

3 第1項の「1回の治療」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程
- (2) 以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植

4 第2項に規定する助成の回数の算定に当たっては、都道府県、指定都市又は本市以外の中核市において特定不妊治療に係る助成を既に受けている場合は、その助成の回数は、本要綱に基づく助成の回数とみなす。

（助成の申請）

第7条 助成の申請は、助成を受けようとする夫婦のうち、本市の区域内に住所を有している者（以下「申請者」という。）が、特定不妊治療の終了した日の属する年度内に、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書（様式第1号）に、不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。ただし、当該年度内に提出することができない相当の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（助成の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するか否かの決定をし、不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書（様式第4号）又は不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とする。

（指定医療機関の申請等）

第9条 第4条第1項の規定により市長の指定（治療法の追加指定を含む。）を受けようとする医療機関は、不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定申請書（様式第6号、様式第6号の2及び様式第6号の3）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上指定の可否を決定し、指定通知書（様式第7号）又は不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関の申請について（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、医療機関の名称又は実施責任者等に変更があったときは、不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関変更届（様式第9号）を速やかに市長に提出するものとする。

4 指定医療機関は、指定の辞退をしようとするとき又は第4条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったときは、不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関辞退届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の届書の提出があったときは、指定取消通知書（様式第11号）を交付するものとする。

6 指定医療機関は、不妊治療の実施状況について特定不妊治療実績報告書（様式第12号）により報告するものとする。

（指定医療機関の取消し）

第10条 市長は、指定医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 指定基準を満たさなくなったとき。

(2) 現地調査を拒否したとき。

(3) その他指定医療機関として適当でないと認めるとき。

（広報活動等）

第11条 市長は、この事業の実施に当たって、不妊治療に携わる保健医療関係者に対し、この事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因及び不妊治療に関する理解を深めるための広報等を行うものとする。

(関係帳簿の備付け)

第12条 市長は、この事業の内容を明確にしておくため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳(様式第13号)その他必要な関係帳簿を備え付け、その都度記載し、整理するものとする。

(届出義務の免除)

第13条 松山市補助金等交付規則第8条ただし書及び第11条ただし書の規定により、この要綱に基づく助成については、これらの条に掲げる書類の提出を要しないものとする。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日以降に第3条に規定する医療機関において開始した特定不妊治療について適用する。

(新型コロナウイルスの感染の防止に伴う特定不妊治療の延期に関する特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、令和2年3月31日において妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型コロナウイルスの感染の防止の観点から特定不妊治療を延期し、かつ、当該期間内に特定不妊治療を終了したものに対する第2条第1項第2号及び第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「43歳」とあるのは、「44歳」とする。

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、令和2年3月31日において妻の年齢が39歳である夫婦であって、新型コロナウイルスの感染の防止の観点から特定不妊治療を延期し、かつ、当該期間内に特定不妊治療を終了したものに対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「40歳」とあるのは、「41歳」とする。

(新型コロナウイルスの影響に伴う対象者に係る所得要件の特例)

4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、新型コロナウイルスの影響により所得が減少した夫婦に対する第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額」

とあるのは「令和2年の所得の合計額の見込み」とする。

- 5 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、新型コロナウイルスの感染の防止の観点から特定不妊治療を延期し、第7条の申請が令和2年6月以後となった夫婦に対する第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「前年の所得（1月から5月までの間の申請については、前々年の所得）」とあるのは「平成30年又は令和元年の所得」とする。

付 則（平成19年1月16日松山市要綱第2号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成19年6月26日松山市要綱第71号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年2月6日松山市要綱第5号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号及び様式第2号で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成21年9月30日松山市要綱第86号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の第6条の規定は、平成21年4月1日以後の助成の申請から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にされている松山市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定による助成の申請は、この要綱による改正後の松山市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定による助成の申請とみなす。
- 3 平成21年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に第7条の助成の申請をし、1回の治療につき10万円の給付を受けた者は、5万円を限度に第6条の特定不妊治療のために要した費用と10万円との差額の助成を受けることができる。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号及び様式第6号の3で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成23年6月2日松山市要綱第74号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にされている松山市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定による助成の申請は、この要綱による改正後の松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の規定による申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号及び様式第2号で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成26年4月1日松山市要綱第41号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に治療が終了した特定不妊治療から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に特定不妊治療を開始した者で同日以後に当該特定不妊治療が終了したもののうち、当該特定不妊治療の内容がこの要綱による改正後の第6条第1項の表の3の項及び6の項に規定する治療内容に該当する者については、これらの規定中「7万5千円」とあるのは、「15万円」と読み替えてこれらの規定を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号、様式第6号、様式第6号の2及び様式第6号の3による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、な

お使用することができる。

付 則（平成 28 年 2 月 23 日松山市要綱第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成 28 年 6 月 6 日松山市要綱第 51 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 5 月 10 日松山市要綱第 27 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年 5 月 13 日松山市要綱第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の第 6 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式第 1 号による不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書は、この要綱による改正後の様式第 1 号による不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 2 年 5 月 1 日松山市要綱第 58 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 7 月 1 日松山市要綱第 77 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関における設備・人員等の要件に関する指定基準（第4条関係）

1 実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

(1) 採卵室・胚移植室

ア 採卵室の設計は、原則として手術室仕様であること。

イ 清浄度は原則として手術室レベルであること。

ウ 酸素吸入器，吸引器，生体監視モニター，救急蘇生セットを備えていること。

(2) 培養室

ア 清浄度は原則として手術室レベルであること。

イ 培養室においては、手術着，帽子，マスクを着用することとし，入室時は手洗いをを行うこと。

ウ 職員不在時には施錠すること。

(3) 凍結保存設備

設備を設置した室は，職員不在時には施錠すること。

(4) 診察室

不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。

(5) 処置室

不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。

2 実施医療機関は，次の施設を有することが望ましい。

(1) 採精室

(2) カウンセリングルーム

(3) 検査室（特に，精液検査，精子浮遊液の調整等の不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室）

3 実施医療機関は，次の人員を配置するものとする。

(1) 実施責任者（1名）

ア 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。

(ア) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医である者

- (イ) 専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者
- (ウ) 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務し、又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者
- (エ) 常勤である者

イ 実施責任者の責務は次のとおりとする。

- (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアルの策定
- (イ) 不妊治療を実施する施設・設備についての安全管理
- (ウ) 不妊治療にかかる記録・情報等の管理

(2) 実施医師（1名以上、実施責任者と同一人でも可）

年間採卵件数が100件以上の施設については、一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましいこと。

(3) 看護師（1名以上）

ア 不妊治療に専任（当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。）している者がいることが望ましいこと。

イ 年間治療件数が500周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましいこと。

(4) 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う生殖補助医療に精通した技術者（いわゆる胚培養士・エンブリオロジスト（医師を含む。））（1名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可）

年間採卵件数が100件以上の施設については、実施責任者・実施医師と同一人でないことが望ましいこと。

4 実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

(1) 泌尿器科医師

ア 特に、精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する施設では、泌尿器科医師との緊密な連携をとれるようにしておくことが重要であること。

イ 一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましいこと。

(2) 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明

補助，不妊治療の選択の援助，不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）

年間治療件数が500周期以上の施設については，公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましいこと。

- (3) 心理学・社会学等に深い造詣を有し，臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験をもち，患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）

患者（夫婦）の状態等に応じて，必要な心理カウンセリング及び遺伝カウンセリングが可能となるよう，配置した者の専門でない分野の経験を持つ者との連携体制を確保しておくことが望ましいこと。

5 その他の要件

実施医療機関は，次の項目を満たすこと。

- (1) 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては，妊娠から出産に至る全ての経過の把握及び公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っている医療機関であること。
- (2) 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には，妊娠した患者を紹介し，妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等，分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。
- (3) 本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。
- (4) 公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力する医療機関であること。
- (5) 実施医療機関は，倫理委員会を設置することが望ましいこと。
- ア その委員構成等については，公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準じること。
- イ 倫理委員会は，中立を保つため委員構成に配慮が必要であり，中立的な外部委員を複数入れることが望ましいこと。
- ウ 倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならないこと。
- エ 自医療機関で十分な人員は確保できない場合には，他の医療機関・大学等に設置されている上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこと。

(6) 医療安全管理体制が確保されていること。

ア 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。

イ 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。

ウ 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。

エ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のため方策を講じること。

オ 自医療機関において保存されている配偶子及び受精卵の保存管理及び記録を行うこと。

カ 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築し、当該ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかの職種の職員2名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。

(7) 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加していることが望ましいこと。

(8) 不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上とするのが望ましいこと。